

株式交換税制への 時価評価の導入

制度調査部
齋藤 純

株式交換における株主・完全子法人への課税

【要約】

法人税法では、合併や会社分割など組織再編時の課税方法が規定されており、これらの規定はまとめて「組織再編税制」と呼ばれる。組織再編スキームの一つである株式交換・移転はこれまで独立の条文で規定されていたが、2006年度税制改正により、「組織再編税制」に組み込まれることとなった。

これに伴い、株式交換・移転の条件によっては、100%子会社となる法人(完全子法人)の保有資産が時価評価されるケースが出てくるなど、課税が強化される格好となっている。

改正後の株式交換・移転の課税方法は、2006年10月1日以後に行われる株式交換・移転から適用される。

2006年度税制改正では、株式交換・移転税制が大幅に改正された。主な改正点は次の2つである。

完全子法人の株主に係る課税繰延べ要件の見直し
完全子法人の保有資産に対する時価評価の導入

従来、独立の条文で規定されていた株式交換・移転が、合併や会社分割などと同様に組織再編税制の一部に組み込まれたわけだが、この結果、これまでに比べ課税が強化された格好となっている。以下では、株式交換を例に、2006年度税制改正による変更点を解説する。

図表1 株式交換税制の改正前後の比較

	改正前	改正後
完全子法人の株主の課税	完全親法人から交付される資産の95%以上が完全親法人株式であるなど一定の要件を充たす場合には、株主は課税されない。	完全親法人株式以外の資産が交付されていない場合には、株主は課税されない。
完全子法人の保有資産に対する課税	完全子法人の保有資産に課税が行われることはない。	適格株式交換の場合には課税は行われないが、非適格株式交換の場合には、保有資産を時価評価し評価損益に課税される。

(出所)大和総研制度調査部作成

完全子法人の株主の課税

株式交換では、株式交換により100%子会社となる法人(以下、完全子法人)の株主に対して、完全子法人の株式に代えて、株式交換により100%親会社となる法人(以下、完全親法人)の株式が交付される¹。税法の原則では、株式交換も株式の譲渡とみなされるため、株式交換時に株式譲渡益課税が行われることとなる。

¹ 会社法により合併等の対価の柔軟化が行われるため、2007年5月以降は、完全親法人の株式のほか、完全親法人の社債や新株予約権、新株予約権付社債などを交付することも可能となる



ただし、これまでは、次の条件を充たせば、完全子法人の株主への課税を繰り延べることとされていた。

完全親法人による完全子法人株式の受入価額が、完全子法人の株主の株式交換直前の取得価額相当額²以下であること
株式交換時に、完全子法人の株主に交付される資産のうち、完全親法人株式の占める割合が95%以上であること

2006年度改正では課税繰延べの条件を見直し、完全子法人の株主が、株式交換に伴って、完全親法人株式以外の資産の交付を受けていない場合に、譲渡益課税を繰り延べることとされた。これまでの合併や会社分割と同様の取扱いとなったわけであるが、従来は、完全親法人株式以外の資産(配当として交付される金銭等を除く)の交付が全体の5%以下であれば課税繰延べが認められていたが、今後は、完全親法人株式以外の資産の交付を行うと、完全子法人の株主に課税が行われることとなる。

完全子法人の保有資産の時価評価

従来、株式交換では、完全子法人が保有する資産に対して課税が行われることはなかった。合併などとは異なり、完全子法人から資産が移転することはないため、ある意味当然の取扱いと考えられていたが、改正後は、完全子法人が資産を保有し続けていても、株式交換時に完全子法人の保有資産に課税されるケースが出てくる。

改正後、株式交換は合併や会社分割と同様に、いわゆる組織再編税制に組み込まれる。そのため、株式交換についても、「適格株式交換」、「非適格株式交換」という概念が生じる。適格株式交換と判定されれば完全子法人の保有資産に課税されることはないが、非適格株式交換である場合には、完全子法人が保有する資産(固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産³)が時価評価され、評価損益が法人税の課税対象となる。

適格・非適格の判定は基本的に合併等と同様であるため、一定のグループ内で行われる株式交換か、共同事業を営むための株式交換に該当する場合に、適格株式交換と判定されることとなる(次ページ図表2参照)。

しかし、共同事業を営むための株式交換の要件の一つには規模要件⁴があるため、株式交換前に営む完全子法人の主要な事業と完全親法人の事業の規模が大きく異なる株式交換は、適格株式交換とはみなされず、完全子法人の保有資産が時価評価されることとなる。

適用時期

改正後の規定は、2006年10月1日以後に行われる株式交換から適用される。

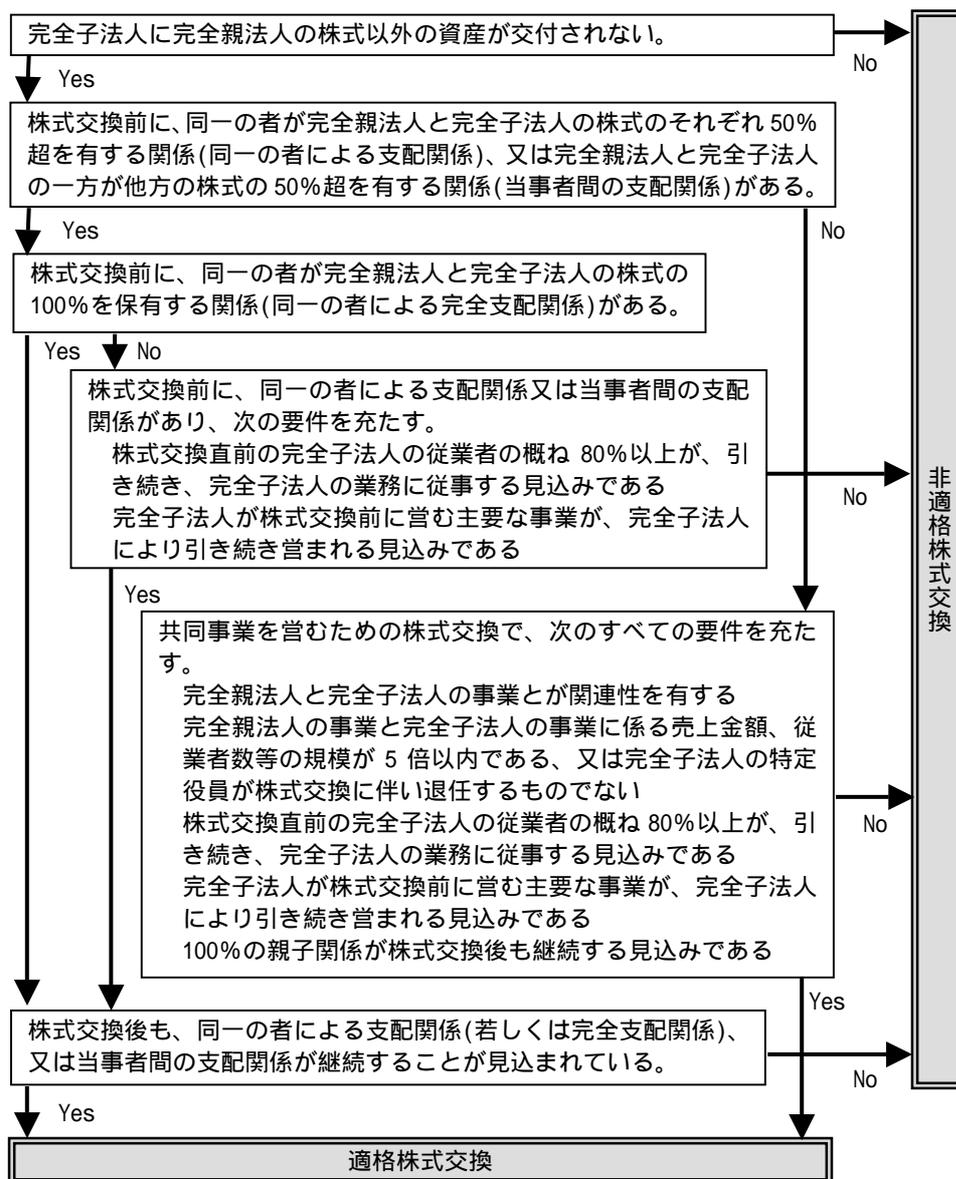
² 株式交換直前の株主数が50人以上である場合は、株式交換直前の1株当たり簿価純資産価額。

³ 次の資産は時価評価の対象から除外される。

- ・ 圧縮記帳の適用を受ける一定の減価償却資産
- ・ 売買目的有価証券
- ・ 償還有価証券
- ・ 含み損益が資本金等の1/2相当額又は1,000万円のいずれか少ない額に満たない資産

⁴ 共同事業を営むための組織再編について「適格組織再編」に該当するかを判定する際の要件の一つ。株式交換にあてはめると、完全子法人が株式交換の前に営む主要な事業(子法人事業)と、完全親法人が株式交換の前に営む事業(子法人事業と関連する事業に限る)の売上金額、従業員数等の規模が概ね5倍を超えないことが条件となる。

図表 2 適格株式交換と非適格株式交換の判定方法



完全子法人の株主が 50 人以上である場合
(出所)大和総研制度調査部作成